

## 北里大学保健衛生専門学院再入学に関する細則

平成18年 3月17日 制定

平成20年 4月 1日 改正

平成20年10月 9日 改正

### (趣旨)

第1条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則（以下「学則」という。）第21条第2項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の再入学の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 再入学とは、本学院を退学した者が、再び本学院の同一の学科に入学することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、改組等により退学前に在籍していた学科が存在しない場合は、適宜学科を読み替えて対応するものとする。

### (出願資格)

第3条 再入学の出願資格を有する者は、本学院を退学した者又は除籍された者（学則第23条第1項第3号から第6号までの除籍者及び学則第28条の懲戒退学者を除く。）とする。

### (再入学の年次)

第4条 再入学の年次は、原則として退学時又は除籍時の年次とする。

2 再入学の時期は、学年の初めとする。

### (出願手続)

第5条 再入学を志望する者は、次の出願書類に再入学検定料を添えて出願する。

- (1) 再入学願書（所定用紙）
- (2) 学業継続の動機及び決意を表明する書類（様式任意）
- (3) 医師の診断書（退学の事由が病気・怪我の場合）
- (4) 在学中の成績証明書
- (5) その他本学院が必要とする書類

2 前項の再入学検定料は、当該学科の入学検定料と同額とする。

3 再入学を出願できる期間は、再入学を志望する前年度の2月末日までとする。

### (選考方法)

第6条 再入学の選考方法は、学力試験、面接及び小論文とし、単独又は組合せにより実施するものとする。

2 学院長は、前項の選考結果に基づき、入試判定会議の議を経て、再入学の可否を決定

する。

(既修得単位及び在学期間の認定)

第7条 再入学者の退学以前又は除籍以前の修得単位及び在学期間は、卒業に必要な単位及び在学期間として認めることがある。ただし、当該学科がカリキュラムの改定を行った場合は、可能な範囲で授業科目を読み替え、単位認定会議の議を経て単位を認定する。

(在学年限)

第8条 再入学者の在学年限は、再入学年次から卒業までに必要な在学年数の2倍を超えることはできない。

(入学手続)

第9条 再入学者は、次の書類を指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 学籍原簿及び誓約書(所定用紙)
- (2) 学籍登録票(所定用紙)
- (3) その他必要書類

(学費)

第10条 再入学者は、所定の学費を指定の期日までに納付しなければならない。

2 再入学者の学費は、再入学を許可された年次の在学生の額と同額とする。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。